

諮 問 第 1 号  
令和2年5月14日

世田谷区児童福祉審議会 様

世田谷区長 保坂展人

下記の事項について諮問いたします。

記

諮問事項

世田谷区社会的養育推進計画の策定に係る諮問に  
ついて

## 1 諮問事項（諮問第1号）

# 世田谷区社会的養育推進計画の策定に係る諮問について

## 2 諮問理由

平成13年（2001年）12月、世田谷区が「世田谷区子ども条例」を制定してから18年が経過しました。この間、区は、多様な取組みを立ち上げ、子ども・子育てにかかる支援を前進させてきました。

令和2年4月には、区は、子ども・子育てにかかる施策を総合的に推進する「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」に基づく新たな取組みをスタートするとともに、23区で初めてとなる区立の児童相談所を開設したことにより、家庭への養育支援から代替養育までを通した、社会的養育の体制整備に一貫して取り組むこととなりました。

今後、区が社会的養育を着実に推進していくためには、その体制整備に向けた区の基本的考え方と、目標とする全体像を具体的に示す必要があることから、これらを明らかにした「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年度～11年度）」を新たに策定することとしました。

つきましては、区民の皆さまのご期待に応え、この計画を、平成28年（2016年）改正児童福祉法の理念に則り、子どもの権利が保障され、最善の利益が優先されたものとするため、貴審議会の専門的かつ広範的な見地から、策定にあたりその内容をご検討いただきたく、児童福祉法第8条第2項の規定に基づき諮問いたします。